(2)　母子自立支援員を母子・父子自立支援員とするとともに、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、母子・父子自立支援員等の人材の確保及び資質の向上を図るよう努めることとした。（第八条関係）

(3)　母子福祉施設を母子・父子福祉施設と、母子福祉センターを母子・父子福祉センターと、母子休養ホームを母子・父子休養ホームとすることとした。（第三八条及び第三九条関係）

(三)　母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等の規定の創設都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が適切な支援を総合的に受けられるようにするため、その生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならないこととした。（第一〇条の二関係）

3　基本方針等

(一)　基本方針

厚生労働大臣が定める基本方針の対象に父子家庭を加えることとした。（第一一条第一項関係）

(二)　自立促進計画

自立促進計画の対象に父子家庭を加えるとともに、都道府県が当該計画の策定等を行う場合は、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境その他の事情を勘案するよう努めなければならないこと等とすることとした。（第一二条関係）

4　母子家庭に対する福祉の措置

(一)　保育所への入所等に関する特別の配慮

市町村は、保育所へ入所する児童を選考する場合に加え、放課後児童健全育成事業その他の事業を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならないものとした。（第二八条第二項関係）

(二)　母子家庭就業支援事業等

都道府県は、就業支援事業として行うことのできる業務として、母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、就職の支援に関する情報の提供を明示することとした。（第三〇条第二項関係）

(三)　母子家庭自立支援給付金

(1)　母子家庭自立支援教育訓練給付金

都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、教育訓練を受け、当該訓練を修了した場合に、その者に給付金を支給することができることとした。（第三一条第一号関係）

(2)　母子家庭高等職業訓練促進給付金

都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格を取得するため養成機関において修業する場合に、その生活を支援するためその者に給付金を支給することができることとした。（第三一条第二号関係）

(3)　受給権の保護及び公課の禁止等

母子家庭自立支援教育訓練給付金及び母子家庭高等職業訓練促進給付金に係る受給権の保護及び公課の禁止等に関する規定を定めることとした。（第三一条の二～第三一条の四関係）

(四)　母子家庭生活向上事業の創設

都道府県及び市町村は、母子家庭の母及び児童の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次の業務を行うことができることとした。（第三一条の五第一項関係）

(1)　母子家庭の母及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の母子家庭の母及び児童に対する支援に係る情報の提供を行うこととした。

(2)　母子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うこととした。

(3)　母子家庭の母及び児童に対し、母子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこととした。

5　父子家庭に対する福祉の措置

父子家庭に対する福祉の措置の章を創設し、父子福祉資金の貸付け、父子家庭日常生活支援事業、公営住宅の供給に関する特別の配慮、保育所への入所等に関する特別の配慮、雇用の促進、父子家庭就業支援事業及び父子家庭生活向上事業を定めることとした。（第三一条の六～第三一条の一一関係）

6　寡婦に対する福祉の措置

都道府県及び市町村は、寡婦に対して、寡婦生活向上事業を実施できることとした。（第三五条の二関係）

三　児童扶養手当法の一部改正関係

1　支給要件及び支給制限の改正

児童扶養手当を支給しないとする要件から父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができる場合等を削るとともに、この場合における支給について定めることとした。（第四条第二項及び第三項並びに第一三条の二関係）

2　相談及び情報提供等の改正

都道府県知事等が、受給資格者（養育者を除く。）に対し、自立のために必要な支援として就業の支援に加え、生活の支援等を行うことができることを明示することとした。（第二八条の二第二項関係）

四　施行期日等

1　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

2　施行期日

この法律は、平成二七年四月一日から施行することとした。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行することとした。

(一)　一の2　公布の日

(二)　二　平成二六年一〇月一日

(三)　三　平成二六年一二月一日

◇自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一六五号）（法務省）

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二五年法律第八六号）の施行期日を平成二六年五月二〇日とすることとした。

◇自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令（政令第一六六号）（法務省）

1　定義

この政令において「自動車」とは、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項に規定する自動車をいうこととした。（第一条関係）

2　通行禁止道路

法第二条第六号の政令で定める道路又はその部分は、次に掲げるものとすることとした。（第二条関係）

(一)　道路交通法（昭和三五年法律第一〇五号）第八条第一項の道路標識等により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分（当該道路標識等により一定の条件（通行の日又は時間のみに係るものを除く。次号において同じ。）に該当する自動車に対象を限定して通行が禁止されているもの及び次号に掲げるものを除く。）